料が変わりました

平成18年度保険料は月額…・13,860円

平成17年4月から、年金の保険料が段階的に引き上げられています。

)前納(1年)した場合

括163、370円

保健医療課国保年金係 **20824-73-1158**

毎月納めた場合

13、860円×12ヵ月

=166、320円



★納付書でのお支払い

も便利で確実です。

全国の金融機関・郵便局・農協

ることもありませんので、とて

保険料のお得情報

(安心·便利·確実)

コンビニエンスストアー(一部 る納付書で、金融機関・郵便局・ M 納付書 国(社会保険庁)から送付され ②通帳印 ①預貯金通帳 または社会保険事務所の窓口に ●申し込みは

せてご利用ください。前納すると、 いていますので、ご都合にあわ 所などで納めてください。 あります)・農協・社会保険事務 取扱いを行っていないところが 保険料が割引かれ大変お得です。 納(前期・後期)」の納付書もつ 納付書には、「1年前納」「半年

てお申し込みください。 をお持ちのうえ「口座振替納付(変

③納付書 にあります。

金係)及び各支所(市民生活係 更)申出書」に必要事項を記入し 申出書は保健医療課(国保年

一四座振替早割

ご希望される場合は、再度申し 申し込みください。 数がかかりますので、早めにお 込みが必要です。手続きには日 用されている方も、早割制度を なります。すでに口座振替を利 2ヵ月分の保険料が引落としに 場合は、初回の口座振替のときは、 50円が割引されます。 を当月末引落とし)を利用すると、 この早割制度(当月分保険料 ただし、早割制度を利用する

忘れから年金が受けられなくな

月末引落とし)にすると、保険料 を納めに行く手間が省け、納め

●月額13、860円

→月額13、810円

口座振替(当月分保険料を翌

口座振替

★口座振替でのお支払い

括

82、480円

(680円割引)

|納(6ヵ月)した場合

(2、950円割引)

平成18年4月より、併給の選択肢が広がりました。 基礎年金)の併給 退以後の年金(

『をもちながら働いたことが評価される仕組みにするため、障害基礎年金 老齢厚生年金の組み合わせの選択が可能になりました。「障害基礎年金+老齢 厚生年金」という選択を可能にすることで、働いた期間が年金額に反映されます。 生年金を受ける権利を有している場合は、障害基礎年金と遺族厚生 年金の組み合わせも可能です。併給を申請される場合は、選択申出書を提出して いただく必要があります

年金受取額が変わりました

国民年金制度は、3つの基礎年金の中から 一年金受給します。

障害が残ったら・・・・障害基礎年金

1級……990,100円 ●年金額は 2級……792,100円

家の働き手を亡くしたら ••••遺族基礎年金

子のある妻または子が受けられます。

●子(1人の場合)のある妻…1,020,000円

●子(本人のみの場合)……792,100円

65歳になったときから ••••老齢基礎年金

老齢基礎年金の満額は年額 ……792,100円

ただし、これは60歳になるまでの 40年間について全て保険料を納めた 場合の金額です。保険料の未納期間や 免除を受けた期間などがある場合は、 計算式により年金額が減額されます。

保健医療課国保年金係 ■問い合わせ

口和支所市民課市民生活係 **8**08477-2-5126 東城支所市民課市民生活係 **8**0824-82-2124

西城支所市民課市民生活係 **8**0824-73-1158

30824-86-2115 **3**0824-85-3001 比和支所市民生活課市民生活係 高野支所市民課市民生活係 総領支所市民生活課市民生活係

30824-88-3063

80824-87-2112

2 2